

第44回規制改革会議終了後記者会見録

- 1．日時：平成27年4月17日（金）15:32～15:52
- 2．場所：中央合同庁舎第4号館4階408会議室

司会 それでは、大変お待たせいたしました。

ただ今から、先ほど行われました第44回規制改革会議の岡議長会見を行います。
初めに議長から会議の様子を御説明いたしまして、質疑はまとめてお願いします。
それでは、議長、よろしくお願いいたします。

岡議長 皆さん、お待たせしました。

第44回規制改革会議の報告をさせていただきます。

今日の議題は、規制レビューと規制改革ホットラインの2つのテーマで審議を行いました。

まず、規制レビューにつきましては、私どもとして、規制を所管している担当省庁自ら、主体的、自発的に改革をしていただく状態を作り上げたいという思いを持って議論を重ねてきた結果、今期から、すなわち昨年7月から今年6月までの1年間のことでございますが、ようやくスタートができたということでございます。

ただ、スタートするにあたって、各省庁の負担が余りにも大き過ぎて、その負担に耐えられなくなるような事態は避けるべきだろう。大切なことは、これからずっと継続して行って、本来の狙い、あるいは効果をあげていくことであろうということで相当対象を絞り込みました。

実際に対象としたものが今期は2つでございます。1つ目のカテゴリーとしては、課長以下を発信者とする通知・通達のうち、平成27年度に見直し時期を迎える項目を対象にしました。もう一つのカテゴリーとしては、ホットラインでは、個人、企業、団体からお寄せいただいた案件を私どもで整理をして、所管省庁に投げかけて回答をいただくということとずっとやっているわけでありましたが、その回答の内容では一件落着にはならないという項目を対象に取り上げようということとやってきたわけでありました。

その結果、最初のカテゴリーで対象になって規制シートが提出されたものが4件。2つ目のカテゴリー、すなわちホットライン関係の案件が31件ございまして、合計35件でした。実は、第3のカテゴリーとして、我々規制改革会議が審議している項目の中から必要に応じて規制シートにつなげていこうという考え方もあったのですが、今期はそれをやめました。したがって、今申し上げた2つのカテゴリーの4件と31件を合わせた35件だったということでございます。

今日議論したのは、その結果を踏まえて、来期はどうでしょうか。35件というのは余りに

も少ない。これについて、私は若干反省しております。スタートするときに第1のカテゴリ、課長以下の通知・通達で27年度に見直しを迎える案件がどれくらいあるかを事前に把握しておくべきだったかなど。今、その辺の情報を整理整頓することも進めております。

そういうことで、来期どういう形でやるかが今日の会議のテーマの1つだったわけですが、今日のところはまだ結論が出ておりませんが、少なくとも見直し期限の来るものを対象にしようという考え方はこのまま維持しよう。ただ、対象として、今期は、課長以下の通達・通知に限定したわけですが、来期もそれでいいのかどうか。これはもう少し情報収集してから議論することになりました。

お手元の資料1の2ページに、規制の根拠となるものの分類として、国会で審議されて決まった「法律」というカテゴリがあります。各府省で制定する「政令、省令、告示」というくりも一つあります。もう一つが「通知・通達等」のうち、課長を超える、例えば局長から出ているものが一つ。もう一つとして、課長以下の通知・通達等で、今期の4件はこれに該当するものですが、それぞれのカテゴリについて、見直し時期が27年度、28年度でどれくらいの案件数があるのかをきちんと把握した上で、もう一度会議で議論して、どういう対象にするか決めましょうということが今日の結論の一つであります。

ホットライン関係については、基本的には、来期も今期同様、所管省庁からいただいた回答内容に我々としてまだ納得できないものについては取り上げていこう。

もう一つ、今期は実際には取り上げませんでしたけれども、規制改革会議が審議している項目の中から規制シートにつなげるものがあってもいいのではないかと。

以上2つについては、多くの委員の意見としてはほぼまとまったのですが、1番目のカテゴリの数がまだわかりませんので、それを含めて、次回の会議で議論しようということになっております。

その議論の中で、さきほど私が申し上げましたカテゴリ別に「27年度に見直しが来るものがこれだけあります」というものが各省庁からなぜパッと出てこないのかという指摘を何人もの委員から受けました。実態として、担当省庁も必ずしも正確に全部を把握できていないのかもしれないということも含めて、しっかりフォローしていく必要があるようです。まさに各規制担当省庁が主体的、自発的に規制改革に取り組んでいくことを目指してこの動きをしたわけでありますから、そのためにはまず、自分たちが抱えている規制、しかも、27年度に見直しが来るものはどういうものがあるのだということから自ら把握していただくことが、ある意味では最初の一步みたいなのところもあるのではないかと。我々としてはその情報をいただいた上で来期どういうものを対象にするか決めていこうということは今考えております。

2つ目の議題は、規制改革ホットラインでございます。

いつものとおりの資料でございますが、直近の数字等々がお手元に配られているとおりでございます。

ホットラインをスタートしたときから今日まで、受付が3,432件ございまして、そのうち

省庁にぶつけたものが1,907件、前期までにぶつけたものが1,377件、今期になってからぶつけたものが530件。その1,907件に対しての各所管庁からの回答の中身については表の脚注に書いてあるとおりでございますので、御参照いただければと思います。

私からは以上でございます。皆さんの方から御質問があればお答えしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

記者 今日規制レビューの見直しの視点については結論が出なかったということなのですが、基本的には規制シートの対象範囲は拡大していくという方針では一致しているということで、ア、イ、ウ、エのいろいろなレベルの規制があるということなのですが、これはア、イ、ウそれぞれ規模感としてどれくらいあるのかは全くわからないということなのでしょうか。

岡議長 今、確認をお願いしているわけですが、ア、イまでのところについては、見直し期限がいつ来るかのところもつかめていないのです。見直し期限を横に置いて、アとイというカテゴリーの規制がどれくらいあるのだということについては、平成24年3月末だったと思いますが、総務省(行政評価局)の資料によりますと、1万4,600くらいあったと思います。それから数年たっていますから、増えている可能性がありますので、数で言うと1万5,000弱ぐらいのイメージではないかと思います。

さらに、ウ、エになると、残念ながら総務省もそこまでは把握してございません。私の感触では2万件ぐらいかなと思いますが、いずれにせよ、アとイのカテゴリーでは1万5,000弱あるということでございます。

最初の部分は御指摘どおり、来期は対象を拡大するという方向性は決まっております。

柿原参事官 事務局から若干補足させていただきます。

先ほどの議長のお答えのとおりなのですが、総務省の調査は2年に1回ぐらいやられておりまして、数え方が総務省の調査は、用語ごとに許可、認可、そういった規制に該当する用語が何件あるかという数え方をしています。今、議長が説明されたのはその数です。他方で、この規制シートの関係は、まずは法律そのものの数。1つの法律に幾つもの規制の用語がありますので、数え方が違うということだけ御留意いただければと思います。

岡議長 規制の数といったらいいのですか、法律の数ではないということですね。

記者 追加で、拡大する方向性では一致しているということなのですが、今日まとまらなかった、もめているといったらあれですが、議論が続いている部分をもうちょっと具体的に教えていただけますか。

岡議長 もめていたのではなくて、その判断を下すにあたっての情報、データ不足であるということに尽きます。対象は拡大しよう。ただ、平成27年度に見直し時期が来るアでいこうとか、あるいはイでいこうかというには数がわからないと結論は出せないなど。まず、事務局には、既に各省庁と話してもらっているのですが、早く情報、データを集めてくださいと。その上で決めましょうということでございます。

ほかはいかがでございましょうか。

どうぞ。

記者 新たに所管省庁に検討要請を行った提案事項なのですが、具体的な中身は解説していただけるのでしょうか。

岡議長 今のはホットラインの話ですね。

記者 そうです。

岡議長 資料はお手元に配付されていると思うのですが、12項目だったか。

記者 そうですね。12項目です。

地域活性化ワーキング・グループ関連の「建築確認申請が必要なリフォーム事例の明確化」というものがあるのですが、もう少し何か具体的な話があればお願いしたいのですが。

岡議長 この中身ですね。

お願いします。

柿原参事官 すみません、ちょっとお時間をいただけますか。確認いたします。

岡議長 会議の中で1件1件の説明はありませんでしたが、たまたま9番目の項目については、シンボリックな話だったようで、ホットラインチームの座長の佐久間委員から説明がありました。地熱の場所を空中からヘリコプターで調査するわけですが、今の規制では8月から10月だったか、2～3か月間しか飛べないという規制がどうもあるらしいのです。それを改革してほしいという御要望でした。それ以外の個別の説明はちょっとお待ちください。

その間、ほかの方でいかがでしょうか。

では、お答えさせてもらいます。

佐久間参事官 具体的には、小規模のリフォーム工事について建築申請の基準の例示についてもう少し明確に記載してほしいという御要望であります。より詳細につきましては、この会見が終わった後、私が説明しますので、よろしいでしょうか。

記者 わかりました。ありがとうございます。

岡議長 ありがとうございます。

ほかはいかがでございましょうか。

どうぞ。

記者 議長としては、規制シートの対象の数は大体、何件ぐらいになるのがいいか。の4件は少ないということだったのですけれども、何件ぐらいになればいいという目安はございますか。

岡議長 私自身も含めて、会議としても、まだ具体的な数字のイメージがあるわけではございませんが、私は、今期スタートした工に相当する「課長以下の通知・通達等」というカテゴリーであれば、各省庁で数十ぐらいあってもいいのではないかと。イメージですけれどもね。これが法律になってくるとそんなに多くはないかもしれませんが、見直し時期ごとにやっていこうということになりますと、27年度に見直し時期が来るものもあ

れば、28年度に見直し時期が来るものもあるでしょうから、そうすると、単年度でどれくらいあるかということになると、各省庁でそれぞれ数件くらいしかないかもしれませんね。ただ、エになるともう少し多いのではないのかというイメージを私は持っているのです。これもまだデータがないので確たることは申し上げられませんが、今の御質問に対して私のイメージとしては、各省庁で規制シートを作成するのは年に1回ですから、数十くらいあってもいいのかなというイメージですけれどもね。

ほかはいかがでございますか。

どうぞ。

記者 今の質問で、数十くらい各省庁であっていいのかなということに関するのですが、このくらいであれば、こちらで言及されているように、負担がかからないという理解でよろしいのでしょうか。

岡議長 そうということです。だんだん慣れていけば、多分、現場というか、各省庁の方でも効率よくやる、あるいはシステムチックにやることができいくでしょうから、年々その対象になる数が増えていっても負担はそんなに増えない状態になることを私は期待しております。

司会 ほかはなしということよろしいでしょうか。

それでは、これで記者会見を終わりにさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

岡議長 どうもありがとうございました。